

（２－５）山口市職員労働組合への導入事例

資料：株式会社LIFEM 2023年9月1日プレスリリース

(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000027.000106084.html>)

山口市職員労働組合は、市職員の勤務労働条件の改善をはじめ、自治体労働者として制度・政策の改善、住民サービスの向上に向けた活動を行っているが、職場環境の改善において、2023年度は、特に「女性職員の働きやすさの研究」を組合の活動内容のひとつとしていた。

この活動の一環で、女性組合員のさらなる生産性向上や、女性の健康課題に関する理解促進を目指す施策として、同組合にて『ルナルナ オフィス』のライトプランが導入され、「月経プログラム」と「更年期プログラム」の利用が開始された。

ア 山口市職員労働組合へ導入されるプログラム概要

山口市職員労働組合で開始する「月経プログラム」および「更年期プログラム」では、女性のカラダやココロに関する理解や知識を深める婦人科医師監修のセミナー動画を提供し、男女問わず全職員の理解促進を目指す。また症状を抱える女性組合員を対象に、産婦人科に特化したオンライン診療サービス『ルナルナ オンライン診療』を提供し、婦人科受診によって月経随伴症状や更年期に伴う症状の改善を支援し、効果検証の項目提供まで担う。

イ 各プログラム詳細

プログラム	項目	内容
Ⅰ.「月経プログラム」	FEMCATIONセミナー 「女性のカラダ知識セミナー」	女性のライフスタイルの変化や女性のカラダの仕組み、月経随伴症状などについて、医師監修のセミナー動画を提供
	オンライン診療を活用した婦人科受診と低用量ピルの服薬支援	オンラインによる婦人科診療および、PMSや月経困難症の改善策のひとつである低用量ピルの処方・配送
Ⅱ.「更年期プログラム」	「更年期の基礎知識セミナー」	更年期症状に関する心身の不調などの基礎知識について、医師監修のセミナー動画を提供
	オンライン診療を活用した婦人科受診と漢方薬等の服薬支援	オンラインによる婦人科診療および、更年期症状に関する相談や、漢方薬などの処方・配送

ウ 『ルナルナ オフィス』について

産婦人科に特化したオンライン診療サービス『ルナルナ オンライン診療』を活用し、女性の健康課題改善から効果検証までを一気通貫でサポートする法人向けサービス。月経やPMSの症状から、妊娠や不妊、更年期症状に関するセミナーや産婦人科医への相談まで、幅広いライフステージの働く女性をサポートしている。

月経・妊活・更年期に対して、オンライン診療の実施から効果検証まで可能なスタンダードプランと、一部機能を簡易化し女性従業員1名からでも利用可能なライトプランが選択できるほか、実態調査や各セミナー単体の実施など、企業のニーズに合わせた支援を実施する。

提供項目	スタンダードプラン	ライトプラン
実態調査	年に1回までの実態調査の実施および結果の集計・レポート作成	実態調査項目の提供
『ルナルナ オンライン診療』の提供	月経、妊活、更年期に関するオンライン相談・診療、薬の処方	月経と更年期に関するオンライン相談・診療、薬の処方
専門医による基礎知識セミナー	医師によるセミナー動画の提供または医師によるリアルセミナー	医師によるセミナー動画の提供
プログラムの効果検証	効果検証の実施および結果の集計・レポート作成	効果検証項目の提供
各プログラムの参加人数	最小参加人数の設定あり	1名から参加可能

ライフステージごとの様々な健康課題の改善を総合的に支援



2-2 海外事例の分析

資料：「経済産業省令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（APEC エコノミーにおける日本発フェムテック製品・サービスの展開可能性に関する基礎調査）調査報告書～詳細版」（令和5年3月）

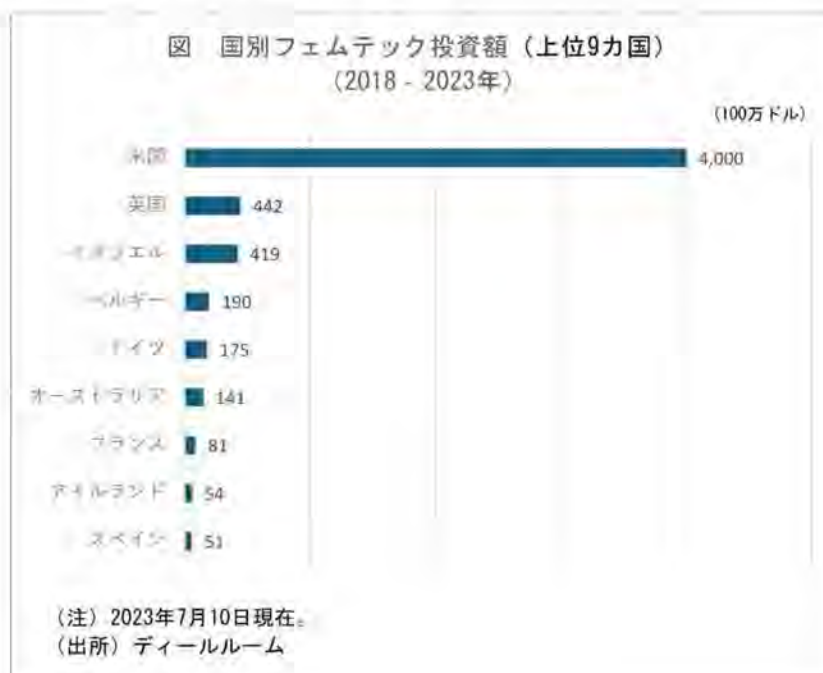
1 アメリカ

「経済産業省令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（APEC エコノミーにおける日本発フェムテック製品・サービスの展開可能性に関する基礎調査）調査報告書～詳細版」（令和5年3月）によると、アメリカにおけるフェムテックの状況は次の通りである。

（1）フェムテックの状況

米国は世界のフェムテック市場をリードしているが、まだ成長期に入ったばかりである。フェムテック企業全体の半数以上（51.9%）を米国企業が占めている。

また、2021年の米国フェムテック企業への投資総額は100億ドル以上となり、2位のイスラエル（12億5,000万ドル）や3位の英国（6億1,100万ドル）等を大きく引き離してトップとなった。今後も米国フェムテック市場は成長すると予想されており、2025年には500億ドル規模に到達すると予測されている。



出典：独立行政法人日本貿易振興機構 JETRO

米国では、コロナ禍によってプライマリーケアドクター（初期診療医、家庭医）による通常の健康管理を遠隔で行うことが常態化したことで、女性の健康を含む、デジタルヘルス製品全般への需要が拡大している。一方で、米国におけるフェムテックの成長は分野によって偏りがあり、妊娠・出産をはじめとする生殖分野においては急速な成長が見られるものの、女性の健康、更年期障害、思春期の月経といった分野の成長には遅れが見られる。

現在米国市場に出回っているフェムテック製品の多くは、従来、企業が一般消費者（個人）向けであるが、多くの企業が企業顧客向け（主に大手医療保険会社、統合病院システ

ム、雇用主である大手企業など）に製品を販売する動きもみられる。一部の大手企業の間では、福利厚生の一環として従業員に提供する医療保険に付加価値として提供するフェムテック製品・サービスへの注目が高まっているという。

（２）フェムテック製品・サービス提供事業者

米国には、フェムテック製品・サービスを提供するさまざまな事業者が誕生している。英国のフェムテック関連データ分析企業 FemTech Analytics が公開している世界のフェムテック企業リスト「Global FemTech Ecosystem Q4 2021366」によれば、同リストに掲載されたフェムテック関連企業 1,323 社のうち、約半数近く（646 社）が米国に本社を置く企業であった。これらの企業のうち、同データベースに掲載された資金調達額の上位 50 社に注目すると、生殖・避妊（13 社）、一般医療（11 社）、妊娠・授乳（10 社）、骨盤と子宮の健康管理（5 社）、月経（4 社）、長寿（3 社）、更年期ケア（1 社）、メンタルヘルス（1 社）、性の健康（1 社）、女性のウェルネス（1 社）の内訳になっている。

米国の主要フェムテック企業（2021 年第 4 四半期）：各分野の企業例

企業名	本社所在地	資金 調達額 \$百万	企業概要
生殖・避妊			
Evoform Biosciences	カリフォルニア州	471	女性向けの生殖・避妊製品の開発に取り組む。主力製品の「Phexxi vaginal gel」は、ホルモンを使わないジェル状の膣内避妊薬（要処方）である。クラミジアと淋病の予防薬「EVO100」の開発にも取り組んでいる。
Agile Therapeutics	ニュージャージー州	233	革新的な女性向け避妊薬の開発に取り組む。主力製品の「Twirla」は Skinfusion と呼ばれる独自の経皮吸収パッチ技術に基づいており、薬を皮膚から吸収させて体内に導くため、患者への負担が低い。
Prelude Fertility	テネシー州	200	総合的な不妊治療を提供する不妊治療クリニックのネットワークを運営する。IT活用でも業界をリードし、独自開発のプラットフォーム・アプリの導入に加え、データ分析を通じた患者体験と医療成果の向上に取り組んでいる。
Kindbody	ニューヨーク州	155	不妊治療に関連する各種サービス（不妊診断、卵子凍結、体外受精、人工授精、ドナーサービス、胚バンク、胚の保管など）およびウェルネスコーチングサービスを提供する。コーチングサービスには、栄養カウンセリングやセラピーセッションが含まれる。
TMRW	ニューヨーク州	154	体外受精用の凍結ヒト卵子および胚の管理・識別・保管のための自動化プラットフォームを開発・運営する。現在の主流である手動型保存タンクに代わるものとして、統合ソフトウェア・ハードウェアによる自動化システムを介した管理追跡と保存のあり方を提案する。
一般的なヘルスケア			
Hologic	マサチューセッツ州	450	女性特有の健康課題の診断のための医療用画像システムおよび関連製品の開発・製造を行う。乳腺、診断、外科、骨格の各分野で事業を展開している。
Everlywell	テキサス州	325	自宅検査およびバーチャルケアサービスを提供するデジタルヘルス企業。女性向けには、女性向け総合検査、卵巣予備能検査、更年期障害検査、閉経後検査、不妊症検査、HPV検査などのサービスを提供している。
LetsGetChecked	ニューヨーク州	263	不妊検査、卵巣予備能検査、ホルモン検査、甲状腺検査などの各種女性向け検査を患者が家庭から受けられるサービスを提供する。
妊娠・授乳			
Sera Prognostics	ユタ州	250	妊娠18週目～20週目を実施する1回の採血で、早産や子癇前症などの妊娠合併症のリスクを予測する「PreTRM®」検査を開発する。
Progenity	カリフォルニア州	248	2022年に Biora Therapeutics, Inc.へと社名変更している。消化器系疾患の標的薬物送達およびバイオ治療薬の無針送達のためのスマートビルの開発に取り組む。開発中の主力製品としては、潰瘍性大腸炎の治療薬が挙げられる。

企業名	本社所在地	資金調達額 \$百万	企業概要
Maven Clinic	ニューヨーク州	202	医療保険提供企業や雇用者と連携し、女性と家族の健康のためのバーチャルサービスを提供するデジタルヘルスプラットフォームを運営する。不妊治療、妊娠、養子縁組、子育て、小児科等、女性向けの各種支援を提供している。
Owlet	ユタ州	178	乳児のバイタルサインをリアルタイムで観測できるヘルスモニター「Owlet」の製造・販売を行う。寝室に設置したカメラでの高画質モニタリングに加え、乳児の足に靴下のように装着するウェアラブル端末「Dream Sock」により、睡眠中の心拍数、平均酸素のモニタリングと入眠予測を提供する。
骨盤と子宮の健康管理			
Viveve380	コロラド州	168	膣の弛緩の非侵襲的治療のための医療機器の設計・開発・製造・販売を行う。「Geneveve」システムは、高周波発生装置の「Viveve」と治療器具、その他消耗品アクセサリーを含む総合的な非侵襲的ソリューションである。
長寿			
Invitae381	カリフォルニア州	1,990	妊娠、健康維持、がん、遺伝性疾患などについての情報を提供する医療グレードの遺伝子検査を提供する。女性向けには、妊娠前遺伝子検査・診断サービス、出生前スクリーニング、投薬管理などのソリューションを提供している。
Natera382	カリフォルニア州	409	女性の健康、臓器疾患、腫瘍など複数の臨床領域に亘り、高品質の無細胞遺伝子検査を提供している。女性の健康に関する領域では、家族計画、出生前検査、遺伝性がんスクリーニング等、幅広い健康ニーズにまたがる検査を提供している。
更年期ケア			
TherapeuticsMD	フロリダ州	509	避妊薬や更年期障害の治療薬など、女性向けの処方薬や一般用医薬品のジェネリック製品を製造・販売する。主力製品のANNOVERA は、膣内に挿入する柔軟性のあるシリコン製リングで、プロゲステロン・エストロゲンを安定的に放出し、排卵を抑制して妊娠を予防する。

（参考事例）Kindbody：妊活・妊娠支援

2018年にニューヨークで設立された医療サービス企業で、妊孕力（にんようりょく）を測定するAMH検査を主軸としたサービスを提供し、企業に対してはダイバーシティ経営を意識したヘルスケアサービスを提供する。

不妊治療を専門とするクリニックの運営を拡大し、現在ではニューヨークやロサンゼルスを含む主要都市に直営施設27か所を展開している。さらに全米180以上の提携施設を通じて、さまざまなカップルのヘルスケアをサポートするサービスを提供している。

【提供サービス】 出典：Kindbody ホームページ

①カウンセリング等

・不妊治療の相談

IUI（人工授精）やIVF（体外受精）などのコンセプションサービスを通じて家族を築くことに関心のある患者向け。

・卵子凍結相談

卵子凍結を通じて将来の生殖能力を確保するための最初のステップ。通常、別途請求される完全な診断精密検査が行われる。

・パルス評価

超音波検査、不妊ホルモン検査、および生殖能力に関する専門家による15分間のアドバイスが含まれる。

・精液分析による男性相談

診察、静脈穿刺、精液分析が含まれる。

- ・医療精密検査

便利な場所にある Kindbody クリニックの 1 つで行われ、医師は治療計画を立てるために必要な情報を得る。

② 体外受精

体外受精(IVF)は、卵巣刺激、卵子回収、受精等約 1 か月のサイクルで行われる。

- ・卵巣刺激訪問
- ・経膈超音波
- ・採血
- ・卵子回収の手順
- ・精液の準備
- ・受精(ICSI または従来型)
- ・凍結保存
- ・3 ヶ月の胚保存
- ・サイクルコーディネーション

③ 卵子凍結

卵子凍結は、卵巣が成熟した卵子を育てるように刺激される 10～14 日のサイクルで行われる。卵子は短い外来治療中に収穫され、その後、将来の使用のために凍結される。

- ・卵巣刺激訪問
- ・経膈超音波
- ・採血
- ・卵子回収の手順
- ・凍結保存
- ・3 ヶ月の卵の貯蔵
- ・サイクルコーディネーション

④ 指導

- ・栄養コーチング

女性の健康目標と診断に対応するように設計されており、ウェルネスコーチは、栄養、ストレス管理、運動など、ニーズに合わせてプランを調整する。PCOS、子宮内膜症、またはホルモンの不均衡のある患者には、不妊治療計画を補完するものとして、ウェルネスコーチのサポートが推奨される。

- ・カウンセリング&サポート

身体的健康と感情的健康は密接な関係にあり、幸福感とバランスを維持することは、友人や家族以外の誰かからのサポートによって最適化される場合がある。このバーチャルセラピーセッションは、不妊治療、アイデンティティの問題、キャリア、成人期、悲しみ、不安、うつ病、人間関係、子育てなど、人生の移行やストレスの多い出来事について、経験豊富なセラピストによるサポートとガイダンスを提供する。

- ・職場復帰コーチング

この 1 対 1 の 60 分間のバーチャルセッションでは、患者の目標について話し合い、様々な障害を取り除くための取り組み（時間管理、バランスのあり方、インポスター

症候群、恐怖、自己不信など)。

- ・ヒーリングボディムーブメント/骨盤底トレーニング

整形外科および骨盤の健康理学療法士と体の動きの専門家と会い、診断を形成し、他のプロバイダーへの紹介が必要かどうかなど、今後の最善の計画を決定するための検査をガイドする。これは、痛み(腰、骨盤、腰、手首、首、どこでも)、膀胱または腸の問題、性行為による痛み、産後直腸拡張症(シックスパックの筋肉間の広がり)、またはより関与した分娩から回復している場合のオプション。

- ・ドゥーラサービス

産前の出産計画から、難しい出産に対処する方法を見つける産後の出産処理に至るまで、さまざまなものに対応。

- ・ガイド付き瞑想

蓄積された感情、身体的な不快感、その他のエネルギーブロックを解放するために設計された 30 分間の仮想ガイド付き瞑想。

2 イスラエル

参考資料：イスラエル大使館経済部 HP

イスラエルはフェムテックの分野で積極的に前進しており、女性の健康分野で大きな話題となっている。世界的にはまだ発展途上であるが、イスラエルにはフェムテック分野の地元企業がすでに約 100 社あり、現在も数を増やしている。

フェムテックとは、妊娠、避妊、計画妊娠、精神的苦痛、女性特有の病気など、さまざまな側面や要素を認識し、女性の健康と幸福に貢献するテクノロジーと言える。従来、女性の健康や病状はあまり議論されてこなかった、フェムテック企業やスタートアップ企業は、より良い情報に基づいた意思決定のために、女性の健康を教育、監視、追跡できるようなソリューションを提供している。フェムテックに取り組むイスラエルの革新的な企業の中には、妊娠前から妊娠後までのすべての段階をサポートする医療機器を開発したものもある。

(参考事例) PulsenMore

医療従事者による超音波診断の遠隔臨床評価を可能にする技術。患者自身がスマートフォンを使い、超音波診断用クレードルを用いてセルフスキャンを行います。

出典：Google Play

(参考事例) AiVF

AiVF は、不妊治療を行うカップルを支援する医療技術企業。EMA と呼ばれるソフトウェアプラットフォームを持ち、胚の評価プロセスに AI を使用することで、妊娠の可能性や体外受精の予測率を高め、最終的には生殖補助医療の成功率を向上させることを目的としている。



AiVF Day-3 と AiVF Day-5

AiVF Day-3 - 臨床妊娠予測のための初期段階の胚評価*

AiVF Day-5 - AIによる全自動胚細胞評価により、移植用胚の選択を含む臨床上の意思決定を即座に支援します。

AiVF 遺伝学

AiVF Genetics は、胚の遺伝的完全性に関する即時かつ自動化されたフィードバックを提供する先駆的な非侵襲的人工知能(AI)ツールを導入しています。AiVF Genetics は、患者の胚細胞の即時遺伝的トリージングを可能にし、生検や極低温損傷のある患者など、侵襲性 PGT-AI に適さない患者の代替として機能する可能性があります。

出典：AiVF ホームページ

(参考事例) TempDrop

Tempdrop は、これまでにない精度の妊活トラッキングウェアラブルで、アプリで妊活の兆候や症状を記録する。センサーは、パーソナライズされたユーザー固有の体温計であり、各女性の分単位の毎日の体温変動が、排卵周期を通しての特定のホルモンの変動とどのように相関しているかを学習し、Tempdrop は排卵の 5 日前まで、繰り返し起こる体温パターンを特定することが可能である。



Tempdrop は、完全な生殖能力追跡ソリューションをスマートフォンにもたらし、妊娠の可能性を高めたいと考えている場合でも、妊孕性を意識する方法を実践している場合でも、Tempdrop はあなたに合わせてカスタマイズされます。

Tempdrop のウェアラブルセンサーと付属のグラフアプリは、完全な生殖能力グラフソリューションをスマートフォンにもたらし、最新の科学的知識を使用して、周期を追跡し、妊娠しやすい期間を特定する正確な方法を提供します。Tempdrop のスマートアルゴリズムは、ユーザー固有の夜間および月次の温度パターンを学習し、外乱を排除して正確な結果をもたらします。就...

出典：Google Play

(参考事例) Gina Life

Gina Life は、女性の健康状態を早期に発見するためのプラットフォームを開発するフェムテック企業。AI とデータサイエンスに支えられた独自のバイオマーカーパネルの使用により、すべての女性にパーソナライズされた検査が生成され、卵巣がんや子宮頸がんなど女性に関わる病気の早期発見を可能にする。

3 ドイツ

参考資料：「ベルリンスタートアップエコシステムレポート 2021 年 10 月、フェムテックの浸透が促す意識改革、ジェンダーギャップ解消に向けた取り組み」（ジェトロ（日本貿易振興機構））

ベルリンを拠点にするフェムテック・スタートアップ 3 社を紹介する。

（参考事例）Clue

フェムテックの代表格として知られるのは、2012 年にスタートした月経管理アプリ「Clue」。次の生理開始日を計算し PMS（月経前症候群）の予測に役立つトラッキングができるほか、30 以上の追跡オプションを使用して自身の体調変化のパターンを分析し、健康状態への理解と改善を支援する。



（参考事例）Inne

唾液中のprogesterone（黄体ホルモン）を測定し、データをワイヤレスでアプリに送信できるデバイス「minilab」を開発。心拍数や基礎体温ではなくホルモン量を測定するため、前夜の睡眠時間や飲酒の有無に影響されずに、妊娠の可能性や避妊の効果を確認できている。

期間限定の特別価格

あなたのinneストリップは、最初のパッケージを受け取った後、毎月請求され、発送されます。

ミニラボ

- アプリ、リーダー、マニュアル、充電器
- 最初のサイクルのストリップ

ストリップデリバリー

.inne ミニラボ 避妊 ブログ 日本語 [今すぐ購入](#)

最初の3か月、12か月、または24か月後は、プランをキャンセルするか、毎月更新することができます。価格には付加価値税が含まれており、送料は含まれていません。配達の見積もり: 2~3日。

3ヶ月のサブスクリプション インリーダー

月額サブスクリプション: 月額29ユーロ

~~159ユーロ~~ **129ユーロ**

- 毎月のテストストリップ
- アプリへのアクセス

[今すぐ注文](#)

POPULAR

12ヶ月のサブスクリプション インリーダー

inne Readerで€80節約

月額サブスクリプション: 月額29ユーロ

~~159ユーロ~~ **79ユーロ**

- 毎月のテストストリップ

[今すぐ注文](#)

BEST VALUE

24ヶ月のサブスクリプション インリーダー

inne Readerで€100節約

月額サブスクリプション: 月額29ユーロ

~~159ユーロ~~ **59ユーロ**

- 毎月のテストストリップ
- アプリへのアクセス

[今すぐ注文](#)

出典：Inne ホームページ

(参考事例) FEMNA

2016年に設立された、ドイツ初の「女性のための遠隔医療プラットフォーム」。自己診断テストなどを通じて、女性特有の病気・症状の治療や対処法に関する総合的なカウンセリングをオンラインで提供している。

創設者のMaxie Matthiessen氏によると「ドイツでは女性は自身の健康問題について医師から十分なアドバイスを受けていないと感じることが多い」という。FEMNAでは特別な訓練を受けた現役医師や自然療法士らと連携し、女性の体と心の健康を総合的にサポートする窓口となることを目指している。

家庭用の臨床検査

女性のための特別なデザイン

認定パートナーラボ

検査結果に関するご相談

今すぐ新着



微量栄養素プロファイル

€89,00

[製品を見る](#)



オメガ3プロファイル

€62,10

[製品を見る](#)



鉄試験

€28,90

[製品を見る](#)

ホルモン唾液検査

多くの場合、月経周期の問題が繰り返されるのは、ホルモンの不均衡の兆候である可能性があります。FEMNAのホルモン検査は、唾液サンプルを使って簡単に行うことができる自宅でのホルモン検査で、ホルモンの健康に積極的に取り組むことができます。



コルチゾールテストスト

レスプラス

€15,500

[製品を見る](#)



ホルモントテストプラス

€185,000

[製品を見る](#)



ホルモントテストプレミア

ム

€173,000

[製品を見る](#)



ホルモントテストベーシック

ク

€76,000

[製品を見る](#)

出典：FEMNA ホームページ

3. フェムテック推進の方策

3-1 フェムテック推進の課題と対策

資料：令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）

フェムテックは、女性の健康や心身と密接に関わる産業であるため、製品やサービスの開発、提供に際しては各種制度や倫理等、考慮すべき点が多数ある。令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）によると、フェムテック推進の課題として、次の5つの諸課題があるとされる。

提供される製品・サービス	製品・サービスの開発・提供における諸課題	
専門家相談/サポート （女性の健康に関わる各種相談等）	1. 製品・サービスにおける 安全性、信頼性	フェムテック産業の拡大にあたり、業界統一となる品質基準はなく、今後安全性、信頼性水準が維持できるか懸念がある。
健康管理/トラッキング （基礎体温の記録、排卵日のAI予測等）	2. 製品・サービスにおける プライバシー担保	機微な情報が他人に漏れてしまわないかといった利用者の不安の声への対応が必要。提供事業者の情報倫理が求められる。
簡易検査キット （卵巣年齢、膣内フローラチェック等）	3. フェムテック分野に関する 社会受容性	フェムテック分野全般がオープンに扱われにくい。不妊、更年期等の知識が乏しい。良い製品やサービスがあっても認知されにくい。
医療支援 （患者の通院や診療時の負担軽減等）	4. ビジネス立ち上げの 資金調達	黎明期の産業である上、女性投資家が少ないことも一因し、女性特有の健康課題に関する需要が伝わりづらく、資金調達が困難。
その他 （福利厚生サービス等）	5. ビジネス拡大に向けた 連携先の確保	フェムテック事業者が、他機関と連携を図るにあたり、連携先を探す時間や人的リソースを要する。

出典：令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）

（1）フェムテック製品の品質、有効性、安全性担保

ア 医療機器に該当する場合

医療機器は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」に基づき、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であって、政令で定めるもの」と定義されている。

例えば、医療現場の利用を前提に開発されたようなフェムテック製品は、医療機器の承認基準に基づき、審査されるため、一定の品質・有効性・安全性が担保されていると言える。しかしフェムテック事業者にとって、医療機器の承認審査は、期間、費用面での負担も大きい。特にフェムテックのような新領域の製品は、どのような位置づけの医療機器として審査すべきかが定まりにくく、審査にかなりの時間を要するという声が寄せられている。今後、迅速な審査が期待される。

イ 医療機器に該当しない場合

フェムテック製品の全てが医療機器に該当するわけではない。当然ながら医療機器に該当しない場合であっても、フェムテック製品は、女性の健康に密接に関わるものであり、

安全への配慮は欠かせない。しかし多種多様な製品があるだけに業界全体としての品質等維持に対して、同業者からも懸念の声が聞かれる。

フェムテック事業者では、品質・有効性・安全性を担保する又はユーザーに誤解を与えないための自助努力や工夫が行われていたが、フェムテック事業者の自主的な対応に委ねられる所が大きい。フェムテックは黎明期の産業であり、サービスや製品に関する業界統一となる品質基準はない。今後フェムテック事業者や業界団体等で品質担保に向けたルールのあり方を検討していくことが課題となる。

ウ 相談サービスの信頼性に関する課題

女性の健康に関する悩みはタブー視されがちであり、周囲に相談しにくいという側面がある。その点、オンライン上で相談できるサービスは、利用者のニーズが高い。フェムテック事業者側も、病院に敷居を感じる人も、一人で悩みを抱え込まず、まずは気軽にオンライン上で相談してほしいという想いが強い。

これらの行為は、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」で定義される「遠隔健康医療相談」が多く、医師によって行うことが前提となる「オンライン診療」や「オンライン受診勧奨」とは異なる。遠隔健康医療相談は、テレビ電話のように相談者の顔を見ながらのリアルタイムのコミュニケーションが求められることはなく、SNSやチャット等の非同期による匿名での気軽な相談を受け付けることができる。ただし医師以外でも回答を行うことが可能であり、相談者の個別的な状態を踏まえた疾患のり患可能性の提示・診断等の医学的判断は行うことができず、一般的な情報提供に留まる。したがって、利用者が相談サービスを検討する際には、信頼できる回答者であるか、エビデンスに基づく回答か、アンケート等によるサービス提供後の評価を行っているかといった観点でみることも重要である。

多くのフェムテックサービスでは、医師や助産師が遠隔健康医療相談に従事しており、サービスの品質、信頼性の担保のために各社工夫を行っている。しかし、今後フェムテック産業の推進にあたっては、業界標準的なルール作りを検討していく必要もある。

(2) プライバシー担保

フェムテック製品やサービスは、女性の健康や心身に関する機微な情報を扱うこともあり、利用者からの不安の声が挙がりやすい。特に企業や組織などの福利厚生サービスとして、フェムテックの製品やサービスを提供する場合は、会社に知られてしまうのではないかといった懸念を感じる場合もある。フェムテック事業者もこうした状況に遭遇している場合も多い。

企業の福利厚生メニューに加えたが、あまり使ってもらえていないという話がある。会社がどのようなデータをとるかを心配していると思われる。

(3) 社会受容性

女性の暮らし方や働き方の両立や、ウェルビーイングの向上においては、月経や不妊治療、更年期といった女性の健康に関する理解が欠かせない。フェムテック産業の拡大においても前提となる事項である。しかし、女性の健康について「タブー視されがち」、「そもそも知識が乏しい」といった現状が明らかになっている。

ア 月経分野

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第 68 条では「生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置」が定められているものの、会社で月経の悩みを共有しづらいという声がある。

イ 妊娠・不妊分野

妊娠・不妊分野に関してもタブー視されがちで、正しい知識が乏しいという声が寄せられている。

ウ 更年期分野

更年期は少しずつその存在が知られてきたものの、周囲だけでなく、いまだ当事者自身の知識不足があり、体調不良を我慢してしまう場合がある。

（４）資金調達

ア 女性が抱える健康のニーズが伝わりにくい

黎明期の産業である上、女性投資家が少ないことも一因し、女性特有の健康課題に関する需要が伝わりづらく、資金調達が困難といった課題がある。

イ 補助金や支援制度に関する情報入手が困難

フェムテック分野に特化した支援制度は少ないが、スタートアップに対する援助や、女性起業家、医療機器に対する補助金制度は存在する。しかし自身にあった内容の制度を探すのは難しいという声もある。

国や自治体でも助成事業があるが、どれが該当する助成事業か、本当に該当するのかわからない場合もある。

（５）連携先の確保

フェムテック産業の拡大に向けては、フェムテック事業者と他機関の連携は欠かせない。しかし現在フェムテックのニーズが広く浸透していない上、フェムテック事業者はベンチャーが多く、個々の連携先との交渉にあたり、人的リソースが不足するとの声がある。

ア 自治体との連携

自治体では、子供が生まれてからの支援は多いものの、妊活や不妊治療に積極的に取り組む所は少ない。自治体との連携にあたっては、窓口を探すことに苦戦することも多い。

イ 医療機関との連携

例えば不妊治療の場合はクリニックも多く、フェムテック事業者からは、1つ1つの医療機関との交渉に対して、人的リソースを要するという課題がある。

ウ 他企業との連携

1社1社との連携交渉に対して、人的リソースを要する。

3-2 課題解決に向けた対策

資料：令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）

令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）によると、フェムテック製品やサービスの安全性・信頼性に関する諸課題の対応策は以下の通りであるとしている。健全な産業の発展に向けて必要となる適切なルールのあり方に関して産官学で連携を取りながら、迅速に検討していく必要があるとしている。

（1）フェムテック製品やサービスにおける品質基準の整備

フェムテック産業はまだ黎明期の産業であり、現在フェムテック製品やサービスの品質担保に関する業界統一となる基準はなく、安全性、信頼性の担保は、フェムテック事業者の倫理や自助努力に委ねられる場合が多い。既にフェムテック事業者の中では、独自のガイドラインを設けるといった動きもあるが、今後このような取組が標準化され、フェムテック産業全体へと広がることが期待される。

観点	内容例
エビデンスに基づく製品やサービス提供	・ 専門知識がある有資格者、有識者の採用（例：相談サービスの回答者等） ・ 医学的なエビデンスや研究を重視した製品やサービスの提供
従業員教育	・ 品質担保に向けたルールの遵守／徹底 ・ 過去に発生した不適切事案の共有
定期的な品質評価	・ サービスの事後評価／アンケートによる客観的な評価 ・ サービスや製品の品質に関する定期監査 ・ 法律改正等によるルールの見直し
利用者への理解促進	・ 利用者に向けた製品やサービスの利用条件や提供範囲に関する情報の提供

（2）薬機法の医療機器に該当する承認審査の期間短結

薬機法で定義される医療機器に該当し、厳格な品質基準が求められる場合もあるが、医療機器の承認に関して、審査に時間を要するというフェムテック事業者からの声は多く、早急な期間短結が望まれている。国でも本課題を認識しており、既に積極的な議論がなされている。

（参考）フェムテック関連製品の普及に向けたルールのあり方

フェムテックの普及促進に向けて、2020年10月にフェムテック振興議員連盟が発足し、フェムテック関連製品のルールに関する課題が検討されている。

○課題1 基準が未整備

近年新たに登場したフェムテック関連製品の多くは、その新規性から、薬事該当性を含め、薬機法においてどのように位置づけるべきかが整理されていない場合がある。また薬事該当性がある場合であっても、各製品について汎用的に用いることのできる基準が整備されていない状況にある。

○課題2 承認審査に時間がかかる

厚生労働省へのヒアリングにおいては、医療機器などの承認審査にかかる期間は欧米に比べてそれほどなく短期間で済んでいるという報告があったが、フェムテック関連製品についていえば、国内の事業者がフェムテック関連製品を薬事該当製品として市場に出そうとしても、薬機法上の位置づけや承認等の審査に係る期間や費用の見込みを把握できず、承認申請に至るまでに長期間を要したり、承認申請すること自体を断念するといった事例がみられ、事業者が高いハードルを感じている状況にある。

○課題3 国際基準との整合が必要

フェムテック関連のデバイスについては、海外では既に薬事承認されている事例があるものの、我が国において「医療機器」として承認された事例がないため、そもそも「医療機器」の分類(クラス I~IV)のいずれに該当するか、また製品の主要な機能を示す「一般名称」をどうするかといった問題がある。グローバルスタンダードとの整合を図りながら迅速に定めるべきである。

(3) プライバシー担保に関する対策

フェムテック事業者は、利用者の不安の声に対応した製品やサービスの提供が求められる。プライバシーに配慮した製品やサービスの設計開発を行うことは当然のことながら、利用者が納得できるような取得情報に関する十分な説明をすることも求められる。

ア プライバシーを考慮した製品・サービスの設計開発

フェムテック事業者は、利用者によるプライバシーに関する懸念が挙がる可能性が高いことを考慮し、製品やサービスの設計や開発を行う必要がある。そもそも個人情報を取得しないようにする、福利厚生で提供する場合においても、会社に相談内容が伝わらないようにするといった工夫をしている事業者もいる。

イ 取得情報に関する利用者への説明

利用者の個人情報を入手する必要がある場合、フェムテック事業者は、利用目的や、データの内容、取扱い方法等に関して正しく説明し、利用者の同意を得た上で、慎重にデータを取り扱う必要がある。

企業や組織の福利厚生メニューとして、フェムテック製品やサービスを展開する際にも、フェムテック事業者と利用企業の間で、どこまで従業員の情報を取得する必要があるか、どのように取り扱うのかを明確に定めることが重要である。また従業員に対して、その内容を十分に周知し、利用時の不安を少しでも軽減することも大切である。

(4) 社会受容性に対する対策

月経や不妊治療、更年期といった女性の健康に関する話題はオープンに語られることが少なく、女性の健康に関する話題がタブー視されがちな現状である。たとえその悩みを解決するための良い製品やサービスがあっても、認知されにくく、当事者自身も知識が乏しい場合がある。女性のウェルビーイング向上や、働き方と暮らし方の両立に向けた第一歩は、啓発活動である。悩みを抱える当事者だけでなく、その周囲の理解を促進するためにも、男女を問わず、また、個人のみならず企業等組織に対しても、広く正しい知識を発信していくことが必要である。

ア 女性の健康課題に関する啓発活動

タブー視の撲滅に向けた啓発活動が必要である。男女を問わず女性の健康に関する研修を行うことも有効だと考えられる。

イ 若年層からの教育

正しい知識を身につけるために、若年層からの教育が必要である。

ウ 国や企業のトップによる情報発信

個人の情報発信も重要だが、国や企業のトップが強い意思表示を発信したり、女性のウェルビーイング実現に向けた環境づくりに取り組むことも必要である。幅広い人への認知度向上に繋がる。

エ 女性の健康課題に関する企業評価制度の拡充

企業や組織の継続的な努力を支えるためには、公的機関による企業評価制度も重要である。現在、国でも「健康経営銘柄」といった仕組みを設けているが、更なる強化を望む声もある。

(5) 資金調達に係る対策

ア 女性が抱える健康の悩みに関する情報発信

女性の健康に関する話題はタブー視されやすいが故に、世間的にも悩みやニーズがある。女性の健康を支える良い製品やサービスがあっても、投資家にその正しい価値が伝わらないということも十分起こり得る。

女性が抱える健康の悩みを認知してもらうためにも、情報発信は欠かせない。ひいては、フェムテック分野への投資や、日々の生活の質を向上するための新しい製品やサービスの開発にも繋がる。

イ 公的機関による研究開発・産業創出支援

女性の健康に関する分野はこれまでニッチとされてきたが、徐々に期待は高まっている。従来になかった着眼点ということもあり、今後飛躍的に研究や製品開発が加速する可能性もある。国際競争力を保つためにも、公的機関によるフェムテック分野に関する研究開発・産業創出支援が重要である。

公的機関はこれまで国民に対する様々な支援事業や制度を展開しているが、機関毎に情報発信している場合が多く、膨大な情報の中に埋もれてしまっている場合もある。必要な人に対し、スピーディに適切な情報を届けるためにも、情報を一元管理していくような仕組みを設けることも必要である。

(6) 公的機関による研究開発・産業創出支援

フェムテックの認知度はまだ低く、そのニーズが世間一般で顕在化しているわけではない。フェムテック事業者は、資金調達や他機関等連携先の確保にかなり苦戦しているのが実態である。

フェムテック製品やサービスを多くの人に届けるためには、フェムテック事業者と、自治体や医療機関、他企業との連携創出が必要である。現状では、フェムテック事業者が連携先との交渉に苦労することは多く、様々な機関との効率的なマッチングが望まれる。

公的機関による女性の健康・フェムテック分野の産業活性化に向けた支援はその一助となる。既に国や自治体でも様々な連携プログラムを提供しているが、フェムテック提供企業もこうした取組に注目している。フェムテック事業者と自治体や医療機関、他企業との

連携創出に向けた取組が求められる。今後とも産官学の垣根を超えた連携を加速させることが必要である。

その他、フェムテック製品・サービス普及に向け、下記のような施策とアクションが考えられる。

	施策	具体内容	アクション			
			国	フェムテック事業者 (業者団体)	活用企業/ 利用者	その他（自治体・ファン ド・医療機関）
1	製品/サービスの安全性・信頼性評価	・現状の認可制度(薬機法)における審査方法・期間等見直し ・企業側での品質管理	・業界団体等や産官ワーキンググループ等による審査方法に関する議論継続	・産官ワーキンググループ等による審査方法に関する議論継続	・サービスの見極め	・サービス評価/表彰等での優良事例紹介
2	利用者のプライバシー担保	・フェムテック固有のプライバシー(妊活、更年期)を他者に知られないための仕組みが必要	※個人情報保護の枠組みで対応済	・プライバシーを考慮したサービス設計	・会社は個人の利用履歴を取らない旨の周知 ・サービスの見極め	
3	女性の健康に関する啓発活動	・女性の健康課題の存在自体が認知されておらず、認知を促すための施策が必要	・政府広報、キャンペーン(内閣府男女共同参画での政府広報に、女性の健康課題理解も入れる) ・広報活動への支援 ・学会等が行う啓発活動の取組後援	・企業活動の一環としての外部向け啓発活動の推進 ・業界としてのアピール	・トップダウンでの組織改革 ・社内セミナー、勉強会の実施	・自治体、学会等、団体としての啓発活動
4	女性の健康・フェムテック分野の研究開発・産業創出支援	・医療機器として認可取得を目指す場合、機器開発に費用と期間を要する。現状も踏まえ、資金調達手段の充実を検討。 ・国・公的機関が研究費用を負担することで、医療開発研究の促進 ・製品・サービス構築のサポート、研究支援	・SDG など、女性の健康関連テーマのファンドの周知 ・表彰制度による、企業知名度向上及び好事例普及支援【独立行政法人等】 ・女性の健康等に特化した研究公募 ・フェムテック関連情報蓄積DB など、公共財構築支援	・コンソーシアム内での共同研究 ・親和性が高い企業との連携(ヘルスケア等とのコラボ)		・女性の健康課題解決に特化したファンド整備
5	女性の健康問題に取り組む企業評価制度の拡充	・現状でも下記の取組があるが、より女性の健康支援に	・外部への普及啓発活動実績評価 ・女性向けの健	・評価制度に対応した形での製品提供(企業に求めら	・中小企業等もフェムテック活用により容易に取り組め	

	施策	具体内容	アクション			
			国	フェムテック事業者 (業者団体)	活用企業/ 利用者	その他（自治体・ファンド・医療機関）
		資する形に評価制度を見直す。 ・経産：健康経営、なでしこ銘柄 ・厚労：くるみん、えるぼし ・自治体個別の支援	康支援項目の重みづけ拡大 ・中小企業（非上場企業）への拡大 ・更年期に対する施策の評価等	れる相談業務を請け負う等)	るような仕組の導入（相談窓口設置等）	
6	福利厚生等でのサービス利用企業拡大	・啓発活動による企業の意思決定層へのアピール ・個々のフェムテックサービスの認知施策	・表彰制度（〇〇イノベーション等） ・民間実施の展示会等出席、補助	・フェムテック関連展示会等の開催（ヘルスケア等とのコラボ）		
7	フェムテック事業者と自治体・医療連携の場の創出（エコシステム）	・健康問題で悩む女性をフェムテックサービスを介して自治体、地域医療と連携し、ケアが行えることが理想	・実証実験（補助事業）を通じたモデルケース創出	・実証実験（補助事業）を通じたモデルケース創出		【自治体】 自治体窓口の明確化 【医療機関】 医師会との協力体制

出典：令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）

3-3 フェムテック推進による経済効果

資料：令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）

令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）において、フェムテック等のテクノロジーを通じて、どのように働く女性の働き方・暮らし方の変革が実現し、ウェルビーイングが実現するのか、そのウェルビーイングが経済にどのようなインパクトを与えうるのかといった潜在性・可能性について考察を行っている。概要は、以下の通りである。

（1）分析の方法、前提条件等

ア 分析概要

同調査では、試行的に「1. 月経分野」「2. 妊娠・不妊分野」「3. 更年期分野」の3つの分野で下記の手順で分析を行っている。

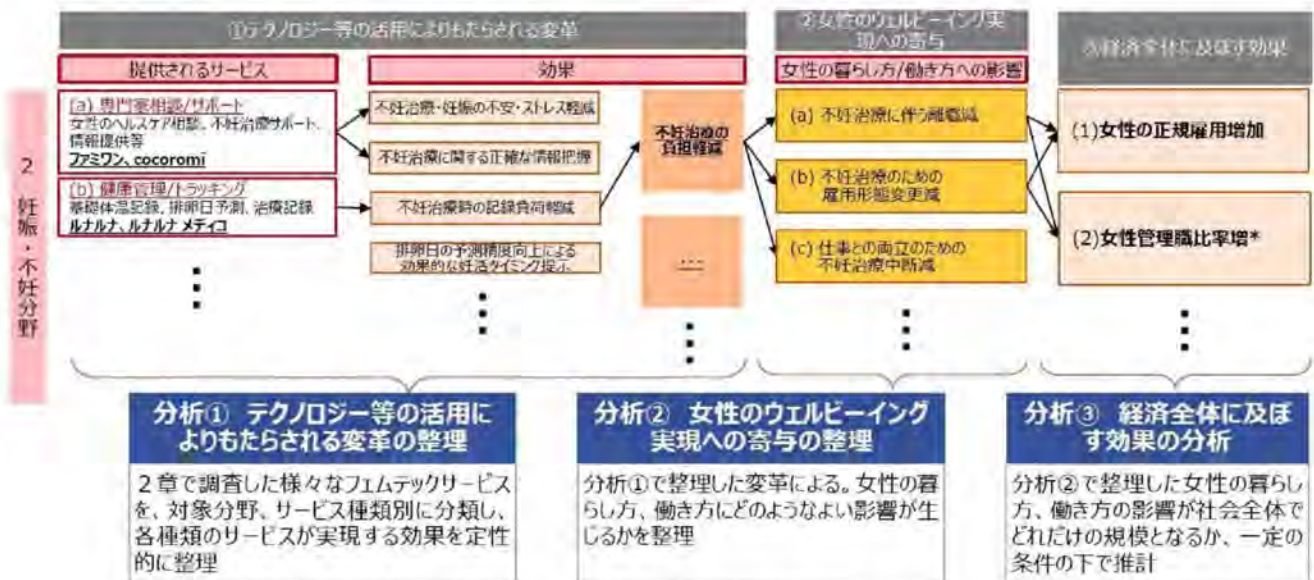


図 4-1 女性のウェルビーイング実現、経済に与えるインパクトの分析方法

出典：令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」（2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルティング）

分析① テクノロジー等の活用によりもたらされる変革の整理

調査した様々なフェムテックサービスを、対象分野、サービス種類別に分類の上、それぞれのサービスが実現する効果を定性的に整理した。

整理に際しては、各サービスが実現する直接的な効果を抽出後、2～3程度の要素にとりまとめている。

分析② 女性のウェルビーイング実現への寄与の整理

分析①で整理した効果が、それぞれの分野で健康課題に直面する女性の暮らし方、働き方にどのようなよい影響が生じるかを整理した。具体的には、不妊治療に伴う離職など、社会課題がどの程度改善されうるかを、可能な限り定量的に整理した。

分析③ 経済全体に及ぼす効果の分析

分析②で整理した女性のウェルビーイング実現への寄与が、社会全体でどの程度の影響をもたらすか整理した。目標年次は2025年に設定し、「フェムテックによるウェルビーイング実現がない場合」と「フェムテックによるウェルビーイング実現がある場合」それぞれについての女性の勤労者数等のシミュレーションを行い、両者を比較することで、フェムテックによるウェルビーイング実現により、仕事を継続することができた女性の数等を推計した。

この結果に、年代別、役職別等の平均給与を乗じて経済効果を推計した。

あわせて、女性の正規雇用率（世代内の全女性雇用者に対する正規雇用者の比率）、女性の管理的職業従事比率（100人以上の企業における、係長相当職、課長相当職、部長相当職について女性が占める割合）についても、女性活躍促進という観点から推計した。

イ 分析全体の前提条件

分析全体に係る前提条件は以下の通りである。

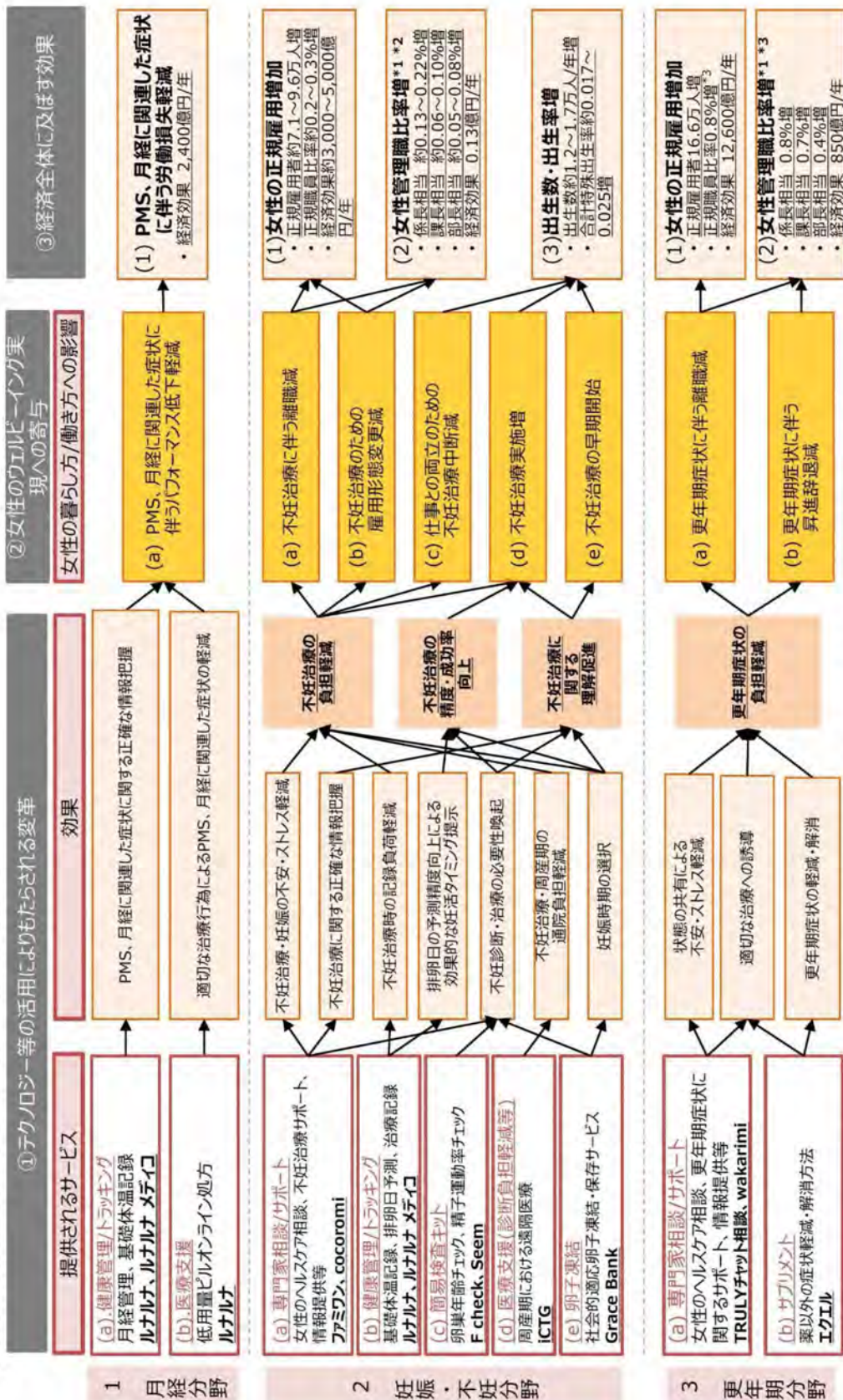
- ・目標年次は2025年を対象とした。（一部の項目は2024年）
- ・「1. 月経分野」に関しては、E. Tanakaらの調査結果（2013年）をもとに15～49歳世代の女性をターゲットとして分析を行った。
- ・「2. 妊娠・不妊分野」に関しては、2020年時点で30～44歳世代の女性をターゲットとして分析を行った。
- ・「3. 更年期分野」に関しては、2020年時点で40～54歳世代の女性をターゲットとして分析を行った。
- ・なお、「2. 妊娠・不妊分野」「3. 更年期分野」においては、5歳階層別のコーホート分析によるシミュレーションを行うことで、より実態に近づくよう工夫を行っている。

（2）経済全体に及ぼす効果

各分析により得られた結果を整理すると、2025年時点での経済効果は約2.2兆円/年と推計された。内訳及びその他の指標の変化は次図の通りである。

経済に与えるインパクトの考察

経済効果試算の詳細は下記の通り。



*1 従業員100名以上の企業が対象 *2 対象世代(2025年時点で35～49歳)の平均値 *3 対象世代(2025年時点で45～59歳)の平均値

出典：令和2年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」(2021年3月31日、作成：株式会社 日立コンサルディング)

経済効果について

2025 年のフェムテックによる経済効果は約 2 兆円/年と推計。

- ・経済効果は、これまで月経に伴う症状、不妊治療、更年期に伴う症状により、離職や昇進辞退、勤務形態の変更を余儀なくされていた女性が、フェムテック製品やサービスの利用により、仕事との両立を果たすことで得られる給与相当額を推計したもの。
- ・フェムテック関連製品・サービスの売上等、他の条件は含まれていない。
- ・試算は下表の条件・仮説の下での概算値であり、前提条件の達成度等により変動する可能性がある。

	経済効果試算(2025 年時点)		試算仮説・前提条件
1 月経分野	約 2,400 億円/年		・フェムテックサービスの普及・活用により、PMS、月経に関連した症状に関する知識が広まり、これまで治療等適切な対応をとってこなかった女性が約 60%⇒30%まで低下することで、PMS、月経に関連した症状に伴うパフォーマンス低下に伴う損失額(約 4,900 億円)が約半減するものと仮定
2 妊娠・不妊分野	約 3,000～5,000 億円/年	その他の効果 ・出生数： 約 1.2-1.万人/年増 (合計特殊出生率約 0.017～0.025 相当)	・フェムテックサービスの普及・活用により、不妊治療に伴う 負荷が軽減され、治療と仕事の両立をあきらめる女性の 数が 30～50%減少するものと仮定 ・生殖補助医療実施数が 2%/年で増加するものと仮定 ・生殖補助医療開始時期が平均 1 年程度早まり、生産率 が向上するものと仮定
3 更年期分野	約 1.3 兆円/年	その他の効果 ・正規職員比率： 0.8%増 ・女性管理職比率 (課長相当職)： 0.7%増	・フェムテックサービスの普及・活用により、更年期に関連した 症状に関する知識が広まり、これまで治療等適切な対応 をとってこなかった女性が約 60%⇒30%まで低下することで、仕事との両立が実現できず、退職・勤務形態変更する女性が半減するものと仮定

出典：令和 2 年度産業経済研究委託事業「働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査 報告書」(2021 年 3 月 31 日、作成：株式会社 日立コンサルティング)

4. フェムテックの行政サービスのあり方について

フェムテック産業の拡大や定着に向けた行政サービスとして、以下の3点が考えられる。

(1) フェムテック産業の発展に向けたルールのあり方の検討

- ・フェムテックは黎明期の産業であり、サービスや製品に関する業界統一となる品質基準はなく、安全性、信頼性の担保は、フェムテック事業者の自助努力や工夫に委ねられるところが多い。
- ・薬機法で定義される医療機器に該当し、厳格な品質基準が求められる場合もあるが、審査に時間がかかるといった声もある。
- ・健全な産業の発展に向けて必要となる適切なルールのあり方に関しては、産官学で連携を取りながら、迅速に検討していく必要がある。

(2) 女性の健康に関する啓発活動

- ・月経や不妊治療、更年期といった女性の健康に関する話題はオープンに語られることが少なく、当事者自身も知識が乏しい場合がある。たとえ悩みを解決するための良い製品やサービスがあっても、認知されにくい。
- ・女性のウェルビーイングの向上や、ライフプランとキャリアプランの両立に向け、女性の健康に関する啓発活動が必要である。
- ・悩みを抱える当事者だけでなく、その周囲の理解を促進するため、男女を問わず、また、個人のみならず企業等組織に対しても、広く正しい知識を発信していくことが重要である。

(3) 研究開発・産業創出支援

- ・フェムテックの認知度はまだ低く、そのニーズが世間一般で顕在化しているわけではない。フェムテック事業者は、資金調達や他機関等連携先の確保に課題がある。
- ・フェムテック製品やサービスの普及により、女性の健康に関する情報が収集され、新たな医学的な知見の獲得やビジネスの創出も期待できる。
- ・世界的にもフェムテック分野は注目されており、公的機関による産業活性化に向けた経済支援や、フェムテック事業者と自治体や医療機関、他企業との連携創出に向けた取組が求められる。

【参考資料】

自治体におけるフェムテック活用に向けたポイント

活用を推進するためのポイントは以下の３点と考えられる。

1 政策上の位置づけ の明確化	誰のどのような課題を解決するためのフェムテック活用か、各自治体の政策の中での位置づけを明確にし、庁内の合意形成を促進する。それに伴い所管部署も明確になっていく。
2 エビデンスの準備	地域の住民や企業の支援ニーズを正確につかむための基礎データが不足しているケースも散見される。まずは情報を集めることで、どのような課題を解決するためにどのようなフェムテックを活用することが必要か、明確になっていく。
3 事例の共有	フェムテックを活用することでどのようなメリットがあるのか等の事例に加えて、自治体としてどのようなリソース（人員、予算）で取組を推進したのか等の他自治体がどのようなスキームで取組を実施しているのか事例を共有し、参入ハードルを下げていく必要があると思料する

出典：経済産業省令和３年度「フェムテック等サポートサービス実証事業」成果報告資料「自治体における女性活躍推進に向けた健康課題解決に関する実態調査」Web アンケート及び５自治体へのデプスインタビューの結果より

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（概要）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）
 - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
 - 女性の活躍に関する情報の公表
（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成 28 年 4 月 1 日施行）。
- 10 年間の時限立法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即

して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、

第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管

理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、

その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以下 略

女性の健康の包括的支援に関する法律（案） （概要）

目的

- 女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要
- 女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要
- 女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及・活用を図る必要
→女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進

基本理念

- 人生の各段階における女性の心身の状態に応じて、適切かつ効果的な支援が行われること
- 社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた必要な支援が行われること
- 女性がその心身の状態、変化等を自覚し、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようにすることを基本とするとともに、女性の健康に係る社会的環境の整備が図られるようにすること
- 保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携が図られ、総合的に女性の健康の包括的支援が行われること

国及び地方公共団体が講ずべき施策等

- 女性の健康に関する教育活動、広報活動等を通じた知識の普及・啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する社会的な取組を促進するために必要な施策を講ずる
- 女性の健康週間（3月3日から3月9日まで）を設ける
- 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的又は総合的に提供する体制の整備、福祉等との連携その他の必要な支援を図るための施策を講ずる
- 出産に必要な医療を提供する施設の確保、当該医療提供施設等に関する情報の提供その他の必要な支援を図るための施策を講ずる
- 情報の収集提供体制の整備及び相談体制の整備その他の必要な支援を図るための施策を講ずる
- 女性の健康に関する調査研究の推進及びその成果の普及・活用の促進のために必要な施策を講ずる
- 女性の健康の包括的支援に必要な人材の確保等が図られるよう、必要な施策を講ずる
- 医療機関、関係団体等女性の健康の包括的支援に関係する者との連携の強化に必要な施策を講ずる
- 女性の健康の増進及びその支援に係る国際的な動向及び連携について配慮する

基本方針等

- 厚生労働大臣は、女性の健康の包括的支援に関する施策の推進を図るための基本的な方針を定める
- 都道府県は、基本方針を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、女性の健康の包括的支援に関する施策につき、それらの推進に関する方針その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない

施策の実施の状況の公表

女性の健康包括的支援調整会議の設置（厚労省、内閣府、文科省等の関係行政機関の職員で構成）

女性の健康包括的支援推進会議の設置（保健医療従事者・関係団体の代表者・学識経験者で組織）

政府における必要な組織の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

女性の健康の包括的支援に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国民の健康の増進に関し、女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要であること、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっていること、女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及及び活用を図る必要があること等に鑑み、女性の健康の一層の増進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援すること（以下「女性の健康の包括的支援」という。）について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性の健康の包括的支援に関する施策の基本となる事項を定めること等により、女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 女性の健康の包括的支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 長期的、継続的かつ総合的な視点に立って女性の健康の増進を生涯にわたり支援していくことの重要性を踏まえ、人生の各段階における女性の心身の状態に応じて、適切かつ効果的な支援が行われること。
- 二 社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた必要な支援が行われること。
- 三 女性がその心身の状態、変化等を自覚し、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようにすることを基本とするとともに、女性の健康に係る社会的環境の整備が図られるようにすること。
- 四 保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携が図られ、総合的に女性の健康の包括的支援が行われること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、女性の健康の包括的支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、女性の健康の包括的支援に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(知識の普及等)

第四条 国及び地方公共団体は、女性の健康の包括的支援に関し、広く国民の理解を深めるよう、女性の健康に関する教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する社会的な取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(女性の健康週間)

第五条 国民の間に広く女性の健康の包括的支援に関する関心と理解を深めるため、女性の健康週間を設ける。

2 女性の健康週間は、三月三日から同月九日までとする。

3 国及び地方公共団体は、女性の健康週間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを提供する体制の整備等)

第六条 国及び地方公共団体は、女性がその保健医療に関する多様な需要、特別の需要等に応じた適切な保健医療サービスを受けられるよう、その心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的又は総合的に提供する体制の整備、福祉等との連携その他の必要な支援を図るための施策を講ずるものとする。

(出産に必要な医療を提供する施設の確保等)

第七条 国及び地方公共団体は、地域において出産に必要な医療を提供する施設が減少し、不足している状況等に鑑み、安心して子どもを生み、育てることができるよう、当該医療を提供する施設の確保、当該医療を提供する施設等に関する情報の提供その他の必要な支援を図るための施策を講ずるものとする。

(情報の収集提供体制及び相談体制の整備等)

第八条 国及び地方公共団体は、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、女性の健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができるようにするための体制の整備その他の必要な支援を図るための施策を講ずるものとする。

(女性の健康に関する調査研究の推進等)

第九条 国及び地方公共団体は、女性の健康に影響を及ぼす社会的要因に関する調査研究、女性の心身の特性に応じた保健医療の在り方等に関する調査研究その他の女性の健康に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十条 国及び地方公共団体は、女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(連携の強化)

第十一条 国及び地方公共団体は、医療機関、関係団体その他女性の健康の包括的支援に関係する者と相互に連携を図りながら協力することにより、女性の健康の包括的支援の総合的かつ効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な動向及び連携についての配慮)

第十二条 国は、女性の健康の増進及びその支援に係る国際的な動向及び連携について配慮するものとする。

(基本方針等)

第十三条 厚生労働大臣は、第四条から第十一条までの規定により講ずべき施策その他女性の健康の包括的支援に関する施策の推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針その他の法律の規定による方針、指針又は計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、女性の健康包括的支援推進会議の意見を聴くものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十四条 都道府県は、基本方針を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第四条から第十一条までの規定により講ずべき施策その他女性の健康の包括的支援に関する施策につき、それらの推進に関する方針その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の方針その他の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(施策の実施の状況の公表)

第十五条 政府は、女性の健康の包括的支援に関する施策の実施の状況等について、適時に、かつ、適切な方法により、公表するものとする。

(女性の健康包括的支援調整会議)

第十六条 政府は、厚生労働省、内閣府、文部科学省その他の関係行政機関の職員をもって構成する女性の健康包括的支援調整会議を設け、女性の健康の包括的支援の総合的、効果的かつ効率的な実施を

図るための連絡調整を行うものとする。

(女性の健康包括的支援推進会議)

第十七条 厚生労働省に、女性の健康包括的支援推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、基本方針に関し第十三条第三項に規定する事項を処理する。

3 会議は、前項に定めるもののほか、女性の健康の包括的支援に関する施策に係る重要事項に関し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、意見を述べることができる。

第十八条 会議は、委員二十人以内で組織する。

2 会議の委員は、女性に係る保健医療の業務に従事する者、女性の健康に関係する団体を代表する者及び学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(組織の整備)

第十九条 政府は、女性の健康の包括的支援に関する施策を講ずるにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「がん対策推進協議会」を「女性の健康包括的支援推進会議」がん対策推進協議会」に改める。

第十一条の三を第十一条の四とし、第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(女性の健康包括的支援推進会議)

第十一条の二 女性の健康包括的支援推進会議については、女性の健康の包括的支援に関する法律（平成二十六年法律第▼▼▼号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(アレルギー疾患対策基本法の一部改正)

3 アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第▼▼▼号）の一部を次のように改正する。附則第二条のうち厚生労働省設置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定中「第十一条の三」を「第十一条の四」に改め、第十一条の四を第十一条の五とする。

(検討)

- 4 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

国民の健康の増進に関し、女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要であること、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっていること、女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及及び活用を図る必要があること等に鑑み、女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進するため、女性の健康の包括的支援について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性の健康の包括的支援に関する施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。